

(仮称) 銚子ウィンドファームリプレース事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見（論点整理）【新旧対照表】

赤：委員意見 緑：複数者からの意見 黒：事務局意見

※旧は、令和6年度第10回千葉県環境影響評価委員会資料（令和7年1月22日開催）。下線部は、変更箇所。

図書： 方法書該当ページ	新	旧
2-5～2-8	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性</p> <p>ア 本事業は、コスモエコパワー株式会社が、銚子市内で供用している「銚子ウィンドファーム」（単機出力1,500kW×7基）を、既設風力発電所の周辺区域にリプレースする計画である。【答申前文】</p>	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性</p> <p>ア 本事業は、コスモエコパワー株式会社が、銚子市内で供用している「銚子ウィンドファーム」（単機出力1,500kW×7基）を、既設風力発電所の周辺区域にリプレースする計画である。</p>
2-8～2-9	<p>イ リプレース後の基数は最大で5基となる計画であるが、単機出力は最大6,000kWと、既設の風力発電機に比べて大型化する。【答申前文】</p>	<p>イ リプレース後の基数は最大で5基となる計画であるが、単機出力は最大6,000kWと、既設の風力発電機に比べて大型化する。</p>
2-2～2-21	<p>ウ 方法書では、現段階において風力発電機を配置する可能性がある範囲が示されているが、配置計画は検討中とされている。また、風力発電機の規模（出力、ローター直径、全高）、基礎構造などの事業計画の詳細は、今後決定することとされている。【答申前文】</p>	<p>ウ 方法書では、現段階において風力発電機を配置する可能性がある範囲が示されているが、配置計画は検討中とされている。また、風力発電機の規模（出力、ローター直径、全高）、基礎構造などの事業計画の詳細は、今後決定することとされている。</p>

図書: 方法書該当ページ	新	旧
2-15	<p>エ 方法書では、既設の風力発電機の撤去工事についても環境影響評価の対象としているが、今後の計画によっては、事前に施工することにより新設工事との一連の事業ではなくなり、環境影響評価の対象外となる可能性があると考えられている。【答申前文】</p>	<p>(新規追加)</p> <p>※前回委員会を踏まえ、必要な事業特性として追加</p>
2-6, 3-26, 3-34	<p>(2) 地域特性</p> <p>ア 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、銚子市と旭市の市境に近い銚子市西部の丘陵地に位置し、畑雑草群落や植生自然度が比較的高いシイ・カシ二次林が広く分布している。【答申前文】</p>	<p>(2) 地域特性</p> <p>ア 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、銚子市と旭市の市境に近い銚子市西部の丘陵地に位置し、畑雑草群落や植生自然度が比較的高いシイ・カシ二次林が広く分布している。</p>
2-6, 3-111～3-112	<p>イ 事業区域の周辺には、他事業の風力発電機が複数存在しており、累積的な環境影響が想定される。また、社会福祉施設や住宅等が存在し、周辺環境への十分な配慮が必要である。【答申前文】</p>	<p>イ 事業区域の周辺には、他事業の風力発電機が複数存在しており、累積的な環境影響が想定される。また、社会福祉施設や住宅等が存在し、周辺環境への十分な配慮が必要である。</p>
3-57～3-61	<p>ウ 事業区域及びその周辺は、既存の調査結果では、サシバ等の希少な猛禽類の存在が確認されている。【答申前文】</p>	<p>ウ 事業区域及びその周辺は、既存の調査結果では、サシバ等の希少な猛禽類の存在が確認されている。</p>
2-5～2-21	<p>2 事業計画</p> <p>事業計画の決定に当たっては、環境影響をできる限り回避又は低減できるよう検討すること。また、風力発電機の規模、配置等の諸元について、検討の経緯を含め、準備書に記載すること。(旭市、事務局) 【答申】</p>	<p>2 事業計画</p> <p>事業計画の決定に当たっては、環境影響をできる限り回避又は低減できるよう検討すること。また、風力発電機の規模、配置等の諸元について、検討の経緯を含め、準備書に記載すること。(旭市、事務局)</p>

図書: 方法書該当ページ	新	旧
2-6	<p>3 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法</p> <p>(1) 全般的事項</p> <p>ア 事業区域及びその周辺には、本事業に加えて他事業の風力発電機が複数存在することから、これらによる累積的な環境影響が考えられる騒音及び超低周波音、日照障害（風車の影）、景観並びに鳥類等について、適切に環境影響評価を行うこと。【答申】</p>	<p>3 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法</p> <p>(1) 全般的事項</p> <p>ア 事業区域及びその周辺には、本事業に加えて他事業の風力発電機が複数存在することから、これらによる累積的な環境影響が考えられる騒音及び超低周波音、日照障害（風車の影）、景観並びに鳥類等について、適切に環境影響評価を行うこと。</p>
5-19, 5-69	<p>イ 騒音及び超低周波音、日照障害（風車の影）、景観並びに鳥類等については、風力発電機の基数の減少に伴う影響の低減と、大型化に伴う影響の増大の両面が想定されることから、リプレース前後を比較することにより予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。【答申】</p>	<p>イ 騒音及び超低周波音、日照障害（風車の影）、景観並びに鳥類等については、風力発電機の基数の減少に伴う影響の低減と、大型化に伴う影響の増大の両面が想定されることから、リプレース前後を比較することにより予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p>
2-15	<p><u>ウ 既設の風力発電機の撤去工事について、工法の決定内容等を踏まえ、適切に環境影響評価を実施すること。なお、今後の検討により一連の事業として実施しない可能性がある」とされているが、その場合にも環境への影響について検討を行い、適切な環境保全措置を実施すること。【答申】</u></p>	<p>(新規追加)</p> <p>※前回委員会を踏まえ、必要な論点として追加</p>
2-11	<p>エ 風力発電機の撤去及び設置により、電線路等付帯設備の撤去等工事が事業区域外に及ぶ場合は、工事範囲も事業区域に加え、関連する環境影響評価項目を選定すること。（委員、事務局）【答申】</p>	<p>ウ 風力発電機の撤去及び設置により、電線路等付帯設備の撤去等工事が事業区域外に及ぶ場合は、工事範囲も事業区域に加え、関連する環境影響評価項目を選定すること。（委員、事務局）</p>

図書: 方法書該当ページ	新	旧
5-19～5-37	<p>(2) 騒音及び超低周波音並びに振動</p> <p>ア 風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音について、風切り音と機械音が複合した音であることを踏まえ、周波数特性や気象条件を考慮し、適切に環境影響評価を行うこと。(委員、事務局)【答申】</p>	<p>(2) 騒音及び超低周波音並びに振動</p> <p>ア 風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音について、風切り音と機械音が複合した音であることを踏まえ、周波数特性や気象条件を考慮し、適切に環境影響評価を行うこと。(委員、事務局)</p>
5-19～5-37	<p>イ 風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音並びに振動について、風力発電機の配置によっては、住宅等への影響が考えられることから、周辺の住宅等の位置を考慮の上、調査及び予測地点を再検討すること。【答申】</p>	<p>イ 風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音並びに振動について、風力発電機の配置によっては、住宅等への影響が考えられることから、周辺の住宅等の位置を考慮の上、調査及び予測地点を再検討すること。</p>
5-10	<p>(3) 地形及び地質等</p> <p>風力発電機の規模、配置及び基礎構造並びに施工方法によっては、地下水への影響が懸念されることから、事業区域及びその周辺における地下水の状況、地質構造等を把握し、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。【答申】</p>	<p>(3) 地形及び地質等</p> <p>風力発電機の規模、配置及び基礎構造並びに施工方法によっては、地下水への影響が懸念されることから、事業区域及びその周辺における地下水の状況、地質構造等を把握し、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。</p>
5-41～5-44	<p>(4) 植物</p> <p>大径木及び古木について、千葉県環境影響評価技術細目(以下「技術細目」という。)に基づき、事業区域及びその周辺における分布及び生育状況を把握した上で、適切に環境影響評価を行うこと。【答申】</p>	<p>(4) 植物</p> <p>大径木及び古木について、千葉県環境影響評価技術細目(以下「技術細目」という。)に基づき、事業区域及びその周辺における分布及び生育状況を把握した上で、適切に環境影響評価を行うこと。</p>

図書: 方法書該当ページ	新	旧
5-45～5-59	<p>(5) 動物及び陸水生物</p> <p>ア 事業区域及びその周辺において、希少猛禽類の繁殖活動が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省）を参考として、原則として2営巣期を含む1年半以上の調査を実施し、繁殖状況等を把握すること。また、繁殖状況調査の結果等を踏まえ、必要に応じて定点観察法の調査地点を見直すこと。【答申】</p>	<p>(5) 動物及び陸水生物</p> <p>ア 事業区域及びその周辺において、希少猛禽類の繁殖活動が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省）を参考として、原則として2営巣期を含む1年半以上の調査を実施し、繁殖状況等を把握すること。また、繁殖状況調査の結果等を踏まえ、必要に応じて定点観察法の調査地点を見直すこと。</p>
5-47	<p>イ <u>鳥類及びコウモリ類</u>について、死骸調査は各月2回実施することとされているが、動物の死骸は短時間で他の動物に持ち去られるとの知見があることから、調査頻度を増やす等、調査手法を見直すこと。(委員、事務局) 【答申】</p>	<p>イ <u>一般鳥類</u>について、死骸調査は各月2回実施することとされているが、動物の死骸は短時間で他の動物に持ち去られるとの知見があることから、調査頻度を増やす等、調査手法を見直すこと。(委員、事務局)</p>
5-45～5-59	<p>ウ <u>コウノトリ等の重要な種</u>について、事業区域及びその周辺に生息する可能性があることから、希少猛禽類と同様に飛翔状況を把握するとともに、風力発電機の稼働による衝突リスクを予測及び評価すること。【答申】</p>	<p>ウ <u>一般鳥類</u>について、事業区域及びその周辺には重要な種が生息する可能性があることから、希少猛禽類と同様に飛翔状況を把握するとともに、風力発電機の稼働による衝突リスクについて予測及び評価すること。</p>
5-47～5-54	<p>エ 爬虫類・両生類の調査時期について、本県の場合、ニホンアカガエルは2月頃から産卵するとの知見があることを踏まえて、早春季の調査時期を見直すこと。【答申】</p>	<p>エ 爬虫類・両生類の調査時期について、本県の場合、ニホンアカガエルは2月頃から産卵するとの知見があることを踏まえて、早春季の調査時期を見直すこと。</p>
5-47～5-61	<p>オ 昆虫類、魚類等の調査期間について、技術細目の調査回数と異なることから、正しい記載に修正すること。 【指導】</p>	<p>オ 昆虫類、魚類等の調査期間について、技術細目の調査回数と異なることから、正しい記載に修正すること。</p>

図書： 方法書該当ページ	新	旧
5-11	<p>(6) 生態系</p> <p>事業区域及びその周辺には、シイ・カシ二次林の植物群落 が広く分布していることから、工事の実施により樹林を伐採 する場合は、環境影響評価項目に選定すること。【答申】</p>	<p>(6) 生態系</p> <p>事業区域及びその周辺には、シイ・カシ二次林の植物群落 が広く分布していることから、工事の実施により樹林を伐採 する場合は、環境影響評価項目に選定すること。</p>
5-73	<p>(7) 廃棄物等</p> <p>工事の実施に係る発生量のみ予測することとされている が、技術細目に基づき、廃棄物の種類ごとの発生量、排出 量、最終処分量、再生利用量等についても予測及び評価する こと。<u>なお、既設の風力発電機の撤去により発生する廃棄物 については、再生利用等を進め、排出量の抑制に努めるこ と。</u>(委員、事務局)【答申】</p>	<p>(7) 廃棄物等</p> <p>工事の実施に係る発生量のみ予測することとされている が、技術細目に基づき、廃棄物の種類ごとの発生量、排出 量、最終処分量、再生利用量等についても予測及び評価する こと。(委員、事務局)</p>
該当ページ なし	<p>4 その他</p> <p>環境影響評価に関する図書をインターネットの利用その他 の方法で公表する際は、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にする などにより、住民等の利便性の向上に努めること。【答申】</p>	<p>4 その他</p> <p>環境影響評価に関する図書をインターネットの利用その他 の方法で公表する際は、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にする などにより、住民等の利便性の向上に努めること。</p>